

全日本港湾労働組合規約

第 1 章 名称と性格

第 1 条 この組合は全日本港湾労働組合（英訳）All Japan Dock Workers' Union・略称全港湾（J.D.U）と呼び、事務所を東京都大田区蒲田 5 丁目 1 0 番 2 号に置く。

第 2 条 この組合は個人加盟とし、港湾産業およびこれに関連する事業等の労働者で組織する。何人も、いかなる場合においても、人種、国籍、宗教、思想、支持政党、性別、門地または身分によって組合員たる資格を奪われない。

第 3 条 この組合は特定の団体に指導されることなく自主性をもって行動する。

第 4 条 この組合は法人とする。

第 2 章 目的と事業

第 5 条 この組合は組合員の団結の力により綱領および大会において議決された運動方針を実現し、労働者の政治的、社会的、経済的、文化的地位の向上をはかることを目的とする。

第 6 条 前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

1. 港湾労働組合の基本的権利と自由を擁護し拡大する。
2. 労働者の利益を護り、労働条件を徹底的に改善する。
3. 労働者の発言権を強化し、港湾産業の民主化をはかり労働者およびすべての働く者のために産業の興隆をはかる。
4. 民主主義を妨害するあらゆる勢力を排除する。
5. 労働運動を強化するために、同一目的を有する他団体と協力提携する。
6. 職業安定法にもとづく労働者供給事業をおこなう。
7. 組合員の教養と文化を高めるために積極的に活動する。
8. 組合員およびその家族の福利厚生を拡大し充実をはかる。
9. その他この組合の目的を達成するため必要な事業をおこなう。

第 3 章 組 織

第 7 条 この組合は次の組織を持つ。

1. 中央本部
2. 地方本部
3. 支 部
4. 分 会

第 8 条 中央本部は中央執行委員会、常任中央執行委員会と各専門部局とで構成する。

第 9 条 地方本部は北海道、東北、日本海、関東、東海、関西、四国、九州、沖縄の各地方に置く。ただし中央委員会以上の議を経て改廃、増減することができる。

第10条 支部は各港湾に置く、ただし実情により地方本部の承認を得てかえることができる。

第11条 分会は各支部の必要に応じて置く。

第12条 地方本部、支部、分会、（以下地方組織という）はこの組合の綱領、規約ならびに上級機関および当該組織の各機関の決議に従い、所属組合員の指導と統制をおこなう。

また、上級組織の機関が必要と認めるときは、指示された当該組織は機関を開催しなければならない。ならびに中央本部は機関決定により地方本部および支部へ権限を委譲することができる。

第13条 地方組織の規約は、この組合の規約に反しない範囲でこの規約に準じてそれぞれ地方本部、支部別に制定・改廃し、中央執行委員会の承認を得なければならない。

また分会は必要に応じ、この規約に準じて運営規則をつくることができる。

第 4 章 機 関

第14条 この組合に次の機関を置く。

1. 大会
2. 中央委員会
3. 中央執行委員会
4. 常任中央執行委員会

第15条 38条2以外に別に規定のない限り会議は定数の3分の2以上の出席をもって成立し議案の表決は投票総数の過半数をもって決する。

賛否同数のときは議長がこれを決する。

第 1 節 大 会

第16条 大会はこの組合の最高決議機関で、組合員の直接無記名投票によって選ばれた代議員と中央本部役員とで構成する。

ただし、中央本部役員は議決権をもたない。

各地方は代議員定数の範囲内において特別代議員を選出し大会に出席させることができる。

特別代議員は大会において発言権は有するが議決権はない。

第17条 大会の議長と副議長は出席した代議員中から選出する。副議長の数が必要に応じて大会で定める。

第18条 大会代議員の選出比率は、地方本部を選出単位として大会を開催する月の会計年度末（前年

度)の中央本部費納入組合員数100名ごとに1名とし、端数は切り上げる。

第19条 大会は定期大会と臨時大会とがあり、中央執行委員会が招集する。

第20条 定期大会は毎年9月、臨時大会は中央執行委員会が必要と認めたとき、または組合員数の3分の1以上の要請があったときに招集する。

第21条 大会を開催するときは中央執行委員会はおそくとも期日の2週間前に開催日時、場所、会議の目的たる事項および代議員数ならびに限定的緊急特例措置の発動の有無を各地方組織に通達するとともに代議員数に相当する正副2通の代議員信任状を発行しなければならない。

ただし臨時大会の予告期間は定めない。

特別代議員については、その数に相当する正副2通の特別代議員証を発行しなければならない。

第22条 定められた代議員が大会に出席できないときは代理者に議決権を委任することができる。

ただしその場合代理者は1人に限り委任を受けることができる。

第23条 定期大会には次の事項を付議する。

1. 一般活動報告
2. 運動方針
3. 規約・諸規定(程)の改廃
4. 決算および予算
5. 役員の選出・解任
6. 上級団体への加入および脱退
7. 処罰に付された組合員の抗告
8. その他重要な事項

第24条 この組合が同盟罷業をおこなわんとするときは組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数により決定する。

第2節 中央委員会

第25条 中央委員会は大会につぐ決議機関で、中央委員と中央本部役員をもって構成する。

ただし、中央本部役員は議決権をもたない。

中央委員が出席できないときは、他の中央委員1名に限り議決権を委任することができる。

第26条 中央委員会の正副議長は出席中央委員のなかから選出する。

第27条 中央委員の選出比率は、地方本部を選出単位として、中央委員会を開催する月の2カ月前の中央本部費納入組合員数200名まで毎に1名とし、端数は切り上げる。

第28条 中央委員会は中央執行委員会が必要とするとき、または組合員3分の1以上の要請があったときに中央執行委員会が招集する。

第29条 中央委員会を開催するときは中央執行委員会は期日2週間前に開催日時、場所、会議の目的たる事項および中央委員数を各地方本部に通達するとともに中央委員数に相当する正副2通の中央委員信任状を発行しなければならない。

ただし、緊急の必要により招集するときの予告期間はこの限りでない。

第30条 中央委員会には次の事項を付議する。

1. 中央執行委員会の報告
2. 中央執行委員会の提出議案
3. 地方提出議案
4. 第39条の役員に欠員の生じたときには中央委員会は、役員選挙規定にもとづいて後任者を選出することができる。

第3節 中央執行委員会

第31条 中央執行委員会は定期大会から次期定期大会までの決議執行機関で中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長、書記次長および中央執行委員をもって構成する。

中央執行委員会は常任中央執行委員会が必要と認めたとき、または中央執行委員の3分の1以上の要請があったときに中央執行委員長が招集し、その議長は中央執行委員長をもってあてる。

中央執行委員が会議に出席できないときは、他の中央執行委員、またはその地方本部の役員に議決権の行使を委任しなければならない。この場合中央執行委員または地方本部の代理者は1名に限り委任をうけることができる。

第32条 中央執行委員は大会から大会までの間、大会および中央執行委員会の決議にもとづいて組合業務の遂行および組合活動の指導執行にあたる。

第4節 常任中央執行委員会

第33条 常任中央執行委員会は、中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長、書記次長で構成し、中央執行委員会の決定に従って常時組合業務と組合活動を執行推進し地方組織の指導にあたる。

会議は中央執行委員長を議長とし必要に応じて開く。

第34条 常任中央執行委員会でおこなったことは中央執行委員会に報告して承認を得なければならない。

第35条 常任中央執行委員会の下に次の7部（以下専門部という）1局を置く。

1. 組織部

2. 調査部
3. 教育宣伝部
4. 政治部
5. 財政部
6. 厚生部
7. 国際部
8. 書記局

第36条 専門部は部長、副部長、部員をもって構成し、中央執行委員会の議を経て選任する。

第37条 組合活動を推進し、または業務遂行のために必要があると認められるとき、常任中央執行委員会の決議により、特別に委員会を設けることができる。その名称性格、構成および処理すべき内容ならびに権限については常任中央執行委員会において決定する。

第 4 章 の 2 限定的緊急特例措置等

(特例措置の発動)

第38条の1 感染症法にもとづく指定感染症の感染拡大防止および激甚災害法にもとづく指定地域等想定外の事態における非常時(以下「想定外の非常時」と言う。)により第14条に定める大会および中央委員会ならびに中央執行委員会(以下「大会および各委員会」と言う。)の運営部分で中央執行委員会が認めるときは、本章に定める限定的緊急特例措置の発動により開催することができる。

(成立要件)

第38条の2 想定外の非常時において大会および各委員会の成立要件については、様式緊特第1号限定的緊急特例措置にもとづく委任状(以下「特例委任状第1号」と言う。)を含めて3分の2以上で成立要件を満たすものとする。

(大会議決権委任)

第38条の3 想定外の非常時により、やむを得ず大会に出席できない代議員は、議決権の行使(役員選出に関する直接無記名投票および同盟罷業に関する直接無記名投票を除く。)を大会の議長に委任することができる。この場合においては、当該代議員は特例委任状第1号を中央執行委員会に提出しなければならない。

当該代議員には特例委任状第1号を郵送により提供することができる。

ただし、急激な状況の変化に対応するため、特例委任状第1号の提出はすべての代議員からとし、大会への出席が確認された代議員には代議員証と引き換えに特例委任状第1号を返却する。

(委員会議決権委任)

第38条の4 想定外の非常時により、やむを得ず中央委員会または中央執行委員会に出席できない中央委員または中央執行委員は、議決権の行使を中央委員会または中央執行委員会の議長に委任することができる。この場合においては、当該中央委員または中央執行委員は特例委任状第1号を議長に提出しなければならない。

その他、前条後段を準用する。

(大会議決権行使)

第38条の5 想定外の非常時により、やむを得ず大会に出席できない代議員は、様式緊特第2号特例措置にもとづく議決権行使書(以下「特例議決権行使書第2号」という。)に大会の議題に対する賛否を表明する等必要な事項を記載し、大会の招集通知に記載された期間内に中央執行委員会に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

ただし、急激な感染状況等の変化に対応するため、特例議決権行使書第2号の提出はすべての代議員からとし、大会への出席が確認された代議員には代議員証と引き換えに特例議決権行使書第2号を返却する。

(中央委員会議決権行使)

第38条の6 想定外の非常時により、やむを得ず中央委員会に出席できない中央委員は、前条を準用する。

(中央執行委員会議決権行使)

第38条の7 想定外の非常時により、やむを得ず中央執行委員会に出席できない中央執行委員は、議決権の行使を議長に委任することができる。この場合においては、当該中央執行委員は様式緊特第3号特例措置にもとづく議決権行使書(以下「特例議決権行使書第3号」という。)を委員長に提出しなければならない。

当該中央執行委員は特別議決権行使書第3号を郵送により提供することができる。

(Webシステム開催)

第38条の8 想定外の非常時または正当な事由によりやむを得ず、大会および各委員会の通常の実行が困難な場合に中央執行委員会が認めたときは、Webシステムにより開催することができる。この場合において同システムに参加した者は第15条の出席者とみなす。

ただし、大会および各委員会の議決権の委任および行使に関する事項は、第38条の3から第38条の7を準用する。

(Webシステム開催通知)

第38条の9 前条にもとづき大会および各委員会を開催する場合は、中央執行委員会が各地方本部に事前に通知する。

Webシステムによる参加資格者に対して、IDおよびパスワードを一斉にメール送信す

ることにより代議員証の発送に代えることができる。

(大会議長の選出)

第38条の10 第17条を基本とするが、想定外の非常時により、議長を募集の上やむを得ず代議員が出席出来ない場合は、執行権を停止した上で、中央執行委員を議長に選出することができる。

(中央委員会議長の選出)

第38条の11 第26条を基本とするが、想定外の非常時により、議長を募集の上やむを得ず代議員が出席出来ない場合は、執行権を停止した上で、中央執行委員を議長に選出することができる。

第5章 役員

第39条 この組合に次の役員を置く。

1. 中央執行委員長 1名
2. 副中央執行委員長 若干名
3. 書記長 1名
4. 書記次長 必要に応じて置くことができる。
5. 中央執行委員 若干名
6. 会計監査委員 2名
7. 副中央執行委員長、書記次長、中央執行委員の定数は大会告示前の中央執行委員会で決定する。

第40条 中央執行委員長はこの組織を統轄し代表する。副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し中央執行委員長事故あるときは副中央執行委員長がこれを代理する。書記長は正副中央執行委員長を補佐し、書記局を統轄するとともに各専門部間の連絡調整の任にあたる。書記次長は書記長を補佐し、書記長事故あるときは書記次長がこれを代理する。

第41条 中央執行委員は中央執行委員会を構成する。

中央執行委員の選出比率は、地方本部を選出単位として役員改選をおこなう大会を開催する月の会計年度末（前年度）の中央本部費納入組合員数1,000名まで1名、2,000名まで2名、3,000名まで3名、3,001名以上4名とする。

第42条 会計監査委員は年2回、組合の会計と財産を監査し、大会および中央委員会に報告する。

第43条 役員の任期は2年間とし、役員選出の定期大会で選出されたときから、次の役員選出の定期大会で、次の役員が選出されたときまでとする。ただし重任をさまたげない。

任期中に中央執行委員の欠員が生じたときは第44条の規定を準用する。欠員による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第44条 役員の選出は組合員または組合員の直接無記名投票により選出された代議員の直接無記名投票

によりこれをおこなう。

役員選挙については役員選挙規定で定める。

第45条 本組合に特別中央執行委員ならびに顧問・名誉顧問を置くことができる。特別中央執行委員ならびに顧問・名誉顧問は中央執行委員会の推薦により大会で決定する。

特別中央執行委員の任期は、第43条に準じる。

顧問の任期は2期（4年）とする。ただし、国会議員については任期中とする。名誉顧問の任期は定めない。

第6章 加入と脱退

第46条 第2条の規定に該当する者は、綱領、規約を承認すれば組合員になることができる。

第47条 この組合に加入しようとする者は中央本部の加入申込書に組合費1カ月分をそえて地方組織を通じて中央執行委員会に申し込まなければならない。

第48条 組合から脱退しようとする者は理由を明記した脱退届を地方組織を通じて中央執行委員会に届出なければならない。

第7章 組合員の権利、義務、賞罰

第49条 組合員は組合のすべての問題に参与する権利および均等の取り扱いを受ける権利を有する。

1. 組合活動によって生ずる利益を公平に受ける
2. 組合役員を選挙し、役員に選挙される。
3. 組合機関の決定と役員の言動について報告を求め自由に批判する。
4. 会計簿、議事録、その他組合に関するあらゆる書類を閲覧する。
5. 大会およびその他の会議で発言する。
6. 処罰に対し上級機関に提訴ならびに弁護する。

第50条 組合員にはつぎの義務がある。

1. 綱領、規約および決議に服する。
2. 組合費を納める。

第51条 組合員で組合に貢献し特に功労のあったものは大会、中央委員会若しくは中央執行委員会において表彰される。ほう賞の具体的措置はその都度きめる。

第52条 組合員が次の行為をしたときは処罰をうける。

1. 綱領・規約および決議に違反したとき。
2. 組合の名誉を著しく汚したとき。
3. 組合の統制を著しくみだしたとき。
4. 正当の理由なくして組合費を3カ月以上滞納したとき。

第53条 この組合の処罰は警告、権利停止、除名の3種とする。ただし、権利停止は1年をこえてはならない。

第54条 組合員に罰則を適用する行為のあったときの決定はつぎのとおりとする。

1. 警告と権利停止は第7条の各級執行委員会（分会を除く）できめる。
2. 除名は当該執行委員会（分会を除く）申告により、その大会できめる。

第55条 支部または地方本部の機関において処罰を受けた組合員が異議あるときは、つぎのとおりとする。

1. 処罰の決定を受けた組合員に異議があるときは、決定の通知を受けた日の翌日から14日以内に第7条の組織のうち一段階上級の組織の執行委員会へ書面で申し出なければならない。
2. 各級機関のおこなった処罰に関する異議申し立てを受けた上級組織の執行委員会は、処罰をおこなった各級機関ならびに異議を申し立てた組合員に意見の提出を求める。
上級組織の執行委員会は異議の当否の判断について、警告と権利停止については当該執行委員会で判断し、除名については当該執行委員会の意見を付して直近の当該機関の大会に付議する。
3. 各級機関大会で除名処分決定に対し、異議申し立て中の組合員は、上級機関の大会にて処分決定までの間は中央登録を抹消しないが、組合員としての権利は停止扱いとする。

第8章 会 計

第56条 この組合の財政は組合費、組合員の寄付金、預金利子その他で賄う。

第57条 この組合の組合費（機関紙の購読料を含む）は、その年度の大会で決定をみた金額とし、その月分を毎月20日までに地方組織を通じて納入しなければならない。ただし天災等により著しい被害を受けた組合員については中央執行委員会の議を得て一定期間減免することができる。

第58条 決算において繰越金があるときは、大会の承認を得て一定額を組合基金として積立てることができる。

第59条 組合基金を支出せんとするときは、大会の承諾を得なければならない。

第60条 納入された組合費はいかなる理由があっても返却しない。

第61条 この組合の会計年度は毎年7月1日に始まり翌年の6月30日に終る。中央執行委員会は会計年度末現在の決算報告書と次年度の予算書を定期大会に提出し承認および議決を得なければならない。

第62条 組合の財産管理は中央執行委員会がその責を負う。

第63条 中央本部と地方組織の会計は独立してこれをおこなう。

第64条 すべての財産管理の状況、主要な寄付者の氏名、経理状況その他会計に関する事項については

組合員によって委嘱された職業的に資格をもつ会計監査人による監査をうけ、正確であるとの証明とともに少なくとも毎年1回以上組合員に公表する。

第 9 章 付 則

- 第65条** この組合規約の改廃については、大会において組合員の直接無記名投票によって選ばれた代議員の直接無記名投票により、代議員定数の過半数の同意を必要とする。
- 第66条** この規約は1960年6月29日から実施する。
- 第67条** この規約は1961年8月24日より一部改正実施する。
- 第68条** この規約は1962年9月2日より一部改正実施する。
- 第69条** この規約は1963年8月29日より一部改正実施する。
- 第70条** この規約は1965年8月30日より一部改正実施する。
- 第71条** この規約は1966年8月28日より一部改正実施する。
- 第72条** この規約は1967年9月1日より一部改正実施する。
- 第73条** この規約は1968年9月12日より一部改正実施する。
- 第74条** この規約は1974年9月6日より一部改正実施する。
- 第75条** この規約は1979年2月28日より一部改正実施する。
- 第76条** この規約は1980年9月12日より一部改正実施する。
- 第77条** この規約は1986年2月28日より一部改正実施する。
- 第78条** この規約は1990年9月7日より一部改正実施する。
- 第79条** この規約は1994年9月9日より一部改正実施する。
- 第80条** この規約は1996年9月13日より一部改正実施する。
- 第81条** この規約は1998年9月10日より一部改正実施する。
- 第82条** この規約は2000年9月14日より一部改正実施する。
- 第83条** この規約は2003年9月11日より一部改正実施する。
- 第84条** この規約は2005年9月9日より一部改正実施する。
- 第85条** この規約は2012年9月14日より一部改正実施する。
- 第86条** この規約は2022年9月8日より一部改正実施する。

規約の解釈について

◎ 1974年9月6日、第29回定期全国大会の確認にもとづき、組合規約第55条「上級組織の機関」とは各級の大会をさすものとする。